

第 15 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第9号作業の項中「又は五類感染症」を「、五類感染症」に改め、「」に限る。）」の次に「又は指定感染症（人事委員会が定めるものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和2年2月1日から適用する。
- 2 令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の規定により被留置者看守作業、被留置者護送作業又は死体処理作業に係る特殊作業手当を支給された職員で改正後の条例別表の規定による感染症被留置者看守作業、感染症被留置者護送作業又は感染症死体処理作業に係る特殊作業手当を支給されることとなるものについては、改正前の条例別表の規定により支給された被留置者看守作業、被留置者護送作業又は死体処理作業に係る特殊作業手当は、それぞれ改正後の条例別表の規定による感染症被留置者看守作業、感染症被留置者護送作業又は感染症死体処理作業に係る特殊作業手当の内払とみなす。

（提案理由）

特殊作業手当について、対象となる感染症を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。